

入院診療費の窓口支払について

限度額適用の認定申請を行い、認定証を交付された70歳未満の入院患者さんにおいては、医療費の会計窓口支払いが自己負担限度額となります。

まずは、認定証の申請が必要です。

【申請窓口】

1. 国民健康保険の場合・・・各市町村の保険窓口

※申請されても認定証を発行できない場合がありますので詳しくは上記へお問い合わせください。

2. 社会保険の場合・・・会社の保険担当又は社会保険事務所

↓
複数月入院の患者さんは再申請も必要となります。

次に、認定証を窓口にご提示ください。

【制度の概要】

平成27年1月からの70歳未満の高額療養費の自己負担限度額

区分 ア (標準報酬月額83万円以上)	$252,600円 + (総医療費 - 842,000円) \times 1\%$ <140,100円>
区分 イ (標準報酬月額53万~79万円)	$167,400円 + (総医療費 - 558,000円) \times 1\%$ <93,000円>
区分 ウ (標準報酬月額28万~50万円)	$80,100円 + (総医療費 - 267,000円) \times 1\%$ <44,400円>
区分 エ (標準報酬月額26万円以下)	57,600円 <44,400円>
区分 オ (低所得者: 住民税非課税)	35,400円 <24,600円>

<>内は、1年間で4回目以降の高額医療費の場合の自己負担限度額。

なお、食事負担は上記の医療費には含まれず、従来通りお支払いください。